



夏の熱中症対策として

エアコンの購入・設置・修理の 費用を助成します



【対象者】 豊島区内の自宅にエアコンがない、故障により使用できない世帯で次の要件①と②両方に該当する世帯

- ① 豊島区で生活保護を受給している世帯
- ② 生活保護法の規定による冷房器具の購入、設置経費の支給を受けられない世帯

【対象機器】 壁または窓枠に固定して使用するエアコン
※住宅の構造上、設置が困難な場合は可動式エアコンも可能

【助成上限額】 エアコンの購入・設置または修理にかかった費用（税込）と下記の上限額のいずれか少ない額（税込）を助成

購入・設置	100,000 円（設置費込み） ※エアコン本体は 73,000 円
修理	30,000 円

※上限額を超えた費用は自己負担となります。

【申請の受付期間】 令和7年6月2日（月）～12月26日（金）

【申請方法など】 事前の申請が必要です。 裏面をご参照ください。

※ 詳細は担当ケースワーカーへおたずねください。

※ 担当ケースワーカーがご自宅を訪問し、設置状況などを確認させていただきます。

【お問い合わせ先】

生活福祉課、西部生活福祉課の担当ケースワーカー





●相談からエアコン購入助成までの流れ●

1. 事前相談

エアコンのお困りごとについて、担当のケースワーカーにご相談ください。ご自宅に伺いエアコンの設置や困りごとの相談を受け付けます。



2. 申請受付

エアコンを購入・設置または修理をする前に、「助成金の申請書」と「業者の見積書」を区へ提出してください。



3. 助成の決定

区が審査のうえ支給の可否を決定します。



4. 設置・修理 費用の請求

エアコンの購入・設置または修理が終わったら「助成金の請求書」と「業者の領収書」を区へ提出してください。



5. 助成金振込

区から助成金を業者または申請者の口座に振り込みます。

【お問い合わせ先】

生活福祉課、西部生活福祉課の担当ケースワーカー